

平成 18 年度調剤報酬改定等に係る Q & A（その 1）

平成 18 年 3 月 29 日
日 本 薬 剤 師 会

平成 18 年度調剤報酬改定等について、以下のとおり、主な変更点に関する事項を疑義解釈として取りまとめた。厚生労働省保険局医療課による「疑義解釈資料の送付について（その 2）」（平成 18 年 3 月 28 日事務連絡）と併せ、保険薬局における業務の参考としていただきたい。

制度全般

【内容の分かる領収証の交付】

問 1. 「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」の一部改正により内容の分かる領収証の交付が義務付けられ、領収証の標準様式が通知（平成 18 年 3 月 6 日保発第 0306005 号）にて示されたが、保険薬局において実際に使用する領収証の様式は、当該標準様式の内容を具備していれば施設ごとに異なるものであっても問題ないと解釈してよいのか。

答. 差し支えない。内容が患者にわかるよう表記されていればよい。

【処方せん様式の変更】

問 2. 処方せんに「後発医薬品への変更可」との指示がある場合、そこに記載されているすべての医薬品が対象であると解釈してよいのか。また、一部の医薬品が変更不可である場合には、処方医からどのような指示があるのか。

答. 処方せんに特段の指示がない場合は、記載されているすべての医薬品が対象であると解釈して差し支えない。一部の医薬品を変更不可とする場合には、当該医薬品の名称の後に「変更不可」と記載されることになる。

問 3. 処方せんの「後発医薬品への変更可」との指示に基づき、保険薬局において後発医薬品へ変更して調剤した場合、保険薬剤師は、調剤した医薬品の銘柄を処方せんに記載する必要があるのか。

答. 処方せんに記載する必要はないが、調剤録には、実際に調剤した医薬品の銘柄を記載しなければならない。ただし、調剤済みの処方せんをもって調剤録として保存する場合には、実際に調剤した医薬品の銘柄を記載することになる。

問4. 処方せんに「後発医薬品への変更可」との指示があったが、先発医薬品と後発医薬品において承認効能の相違がある場合、どのように解釈すればよいか。

答. 効能の違いを無視して調剤することはできない。処方医へ疑義照会するなど、調剤に必要な情報を得た上で調剤しなければならない。

調剤技術料

【調剤基本料（施設基準加算）】

問5. 今回の改定において、調剤基本料の施設基準加算は変更されていないが、すでに届出を行っている保険薬局は改めて届出を行う必要があるか。

答. 必要ない。届出書の内容に変更が生じた場合を除き、毎年7月1日現在における状況について報告すればよい。

薬学管理料

【薬剤服用歴管理料】

問6. 薬剤服用歴管理料に係る業務の中で、調剤した薬剤に関する情報提供は実施したが、患者から「文書による交付は不要」との申し出があった場合、その他の要件を満たしていれば、薬剤服用歴管理料を算定できるか。

答. 患者への薬剤情報提供文書の交付は、服薬指導の一環として実施される情報提供の中に含まれている手段の1つである。患者からの特段の申し出があったために、結果として患者に薬剤情報提供文書を交付しなかった場合であっても、患者の医薬品の適正使用が確保されるよう、文書を用いた説明を行うなど調剤した医薬品に関する情報提供が適切に実施されていれば問題ない。

問7. 薬剤服用歴管理料に係る業務に含まれる薬剤情報提供は「文書又はこれに準ずるもの」により行うとあるが、「これに準ずるもの」とは具体的に何を指すのか。口頭による行為も含まれるのか。

答. 視覚障害者に対する点字、カセットテープ又はボイスレコーダーへの録音などが該当する。口頭による行為は含まれない。

【後発医薬品情報提供料】

問 8. 後発医薬品情報提供料に係る業務の中で、後発医薬品に変更する場合は「先発医薬品との薬剤料の差に係る情報」についても患者へ提供することとされているが、規格単位あたり、1日あたり、処方期間全体のいずれでもよいのか。

答. 差し支えない。患者が先発医薬品または後発医薬品を選択する上で、必要かつ適切な価格の情報となっていれば、いずれの方法であっても差し支えない。

問 9. 「後発医薬品への変更可」と指示がある処方せんに基づいて後発医薬品へ変更して調剤した場合、後発医薬品情報提供料の算定要件として「調剤した薬剤の銘柄等について、当該処方せんを発行した保険医療機関に情報提供すること」とされているが、方法や手段については制限があるのか。

答. 具体的な方法や手段までは決められていない。それぞれの地域において、処方せんを発行した保険医療機関と協議するなど、薬剤師の責任の下で、適切に対応することが求められる。

問 10. 前回の来局時と同じく「後発医薬品への変更可」との指示がある処方せんを患者が持参し、前回と同じ銘柄の後発医薬品を調剤した場合、後発医薬品情報提供料は算定できるか。

答. 患者への必要な情報提供の実施や患者の同意を得ることなど、算定要件とされている内容をきちんと満たしていれば、結果的に前回と同じ銘柄の後発医薬品を調剤したとしても、算定できる場合はあり得ると考える。ただし、単に「前回と同じ」という理由から後発医薬品を選択、調剤しただけでは算定できない。